

公 示 書

岡山第2合同庁舎内において、農林水産省共済組合本部の食堂業務を委託する者に係る企画競争に関する公示

下記のとおり公示する。

記

1 公示に付する事項

- (1) 事業名 岡山第2合同庁舎内の農林水産省共済組合本部の食堂業務の委託事業
- (2) 募集者数 1者(社)
- (3) 委託事業開始予定日 令和7年5月1日
- (4) 委託事業契約期間
令和7年5月1日から令和12年3月31日までとする。

なお、委託事業期間満了日を変更する場合は、変更しようとする委託事業期間満了日の2カ月前までに、更新する場合は、委託事業期間満了日の2カ月前までに別途協議することとする。

2 応募者の資格

食堂の企画、運営の知識、技術及び経営実績を有する事業者であって、次の要件を満たしているものであること。

- (1) 岡山第2合同庁舎内の農林水産省共済組合本部の食堂業務の委託事業公募要綱(以下「公募要綱」という。)を入手し、本公示及び公募要綱の内容について履行可能であるとともに、出店に意欲のある者であること。
- (2) 公示日において、公募要綱と同様の業務内容に係る営業について5年以上の実績を有し、現に存する食堂の経営が適正に行われていること。
- (3) 「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 中国四国農政局から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 経営の状況、信用度が極度に悪化していない者であること。
- (6) 国税及び地方税を完納していること。
- (7) 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平

成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び(8)から(11)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (13) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものではないこと。
- (14) 公募要綱の応募申請書及び企画提案書提出期限の直近1年間において、農林水産省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (15) 利用者のニーズ把握に努め、良質な食堂サービスの維持・向上できる能力を有する者であること。
- (16) 営業に当たり、免許、許可等を要する場合、適切に対応している者であること。

3 公募要綱の交付(書面による)

- (1) 日時 令和7年2月27日(木)～令和7年3月26日(水)
午前9時～午後5時
- (2) 場所 下記7の問合せ先に同じ

4 公募説明会

- (1) 日時 令和7年3月27日(木)
午前10時～正午
- (2) 場所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室C
- (3) 出席申し込み
令和7年3月26日(水)午後5時までに下記7の問い合わせ先に①会社等の名称②出席者氏名③連絡先(電話番号)を電話、Eメール又はFAXにより説明会の出席申し込みを行うこと。

5 応募手続き

- (1) 応募書類 公募要綱による。

(2) 応募書類の提出

- ① 提出先：下記7問合せ先と同じ
- ② 提出方法及び提出期限

下記7問合せ先へ令和7年4月9日（水）17時まで（必着）に、持参又は郵送（簡易書留）により提出する。

6 応募書類（企画提案書）等の無効について

上記2応募者の資格のない者から提出のあった応募申請書（企画提案書）等は無効とする。

7 問合せ先

〒700-8532

岡山市北区下石井1丁目4番1号

中国四国農政局総務課

担当：上甲、羽藤、泉

電話：086-224-4511（内線2271）

FAX：086-224-8574

e-mail：syokudou_kouji@maff.go.jp

電話受付時間 平日：午前9時～午後5時

8 本公示書に記載なき事項は、公募要綱による。

以上、公示する。

令和7年2月27日

農林水産省共済組合本部長 渡邊 毅

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されています。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当局のホームページ（<http://www.maff.go.jp/chushi/nyusatsu/index.html>）をご覧ください。